

北東アジアの緊張をあり、国民の生命と財産を脅かす
集団的自衛権行使容認と解釈改憲に強く抗議する

2014年5月18日
全国保険医団体連合会理事会

5月15日、安倍首相は、自らの私的諮問機関である安保法制懇の答申を受けて、歴代自民党政権が禁じてきた「集団的自衛権行使」を容認する憲法解釈変更の意向を示した。

安倍首相は、中国や北朝鮮からの脅威など国際情勢の変化を理由に集団的自衛権行使は認められるべきであり、米軍と一緒に海外で武力行使することすら、自衛権の発動の範囲であり、憲法上の制約はないとした。

そもそも、集団的自衛権とは、日本に対する武力攻撃がなくても、他国のために武力を行使することであり、国際紛争を解決する手段として、武力による威嚇を禁じた憲法9条とは相容れず、自衛権の発動とは無縁の軍事力行使は、断じて容認できない。

安倍首相は、「積極的平和主義」の名の下、海外で軍事力を行使できることが、他国からの威圧を防ぎ、日本国民の生命と財産を守る道だと主張している。

しかし、北東アジアに存在する紛争と緊張を解決する上でも、軍事力行使一辺倒による対応は、紛争を悪化させることにしかつながらない。

日本は、戦後一貫して海外での武力行使を行わず、一人も殺し殺されることがなかった。憲法9条の下で平和的・外交的努力により他国との紛争を回避し、経済的な関係を構築してきた。

憲法9条がノーベル平和賞にノミネートされた今こそ、北東アジアに存在する紛争と緊張を解決する上でも、武力や威圧によらない平和的枠組みを構築することが求められており、安倍首相がその先頭に立つべきである。